

滋賀県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児慢性特定疾病児童等の日常生活を支援するため、市町が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を交付の対象とし、その補助基準、経費、補助率は別表に定めるところによる。

なお、事業内容は平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について」に基づき市町が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、第2条の事業について、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成すると

ともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式1による申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、毎年度知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する事業実績報告は、別紙様式2による報告書を翌年4月20日までに知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請あった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする

付 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年12月5日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	<p>次により算出した額の合算額から、用具の給付を受けた者またはその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額。</p> <p>1 便器 4,900円×購入数</p> <p>2 特殊マット 21,560円×購入数</p> <p>3 特殊便器 166,320円×購入数</p> <p>4 特殊寝台 169,400円×購入数</p> <p>5 歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等) 66,000円×購入数</p> <p>6 入浴補助用具 99,000円×購入数</p> <p>7 特殊尿器 73,700円×購入数</p> <p>8 体位変換器 16,500円×購入数</p> <p>9 車椅子(電動以外の場合) 77,440円×購入数</p> <p>10 頭部保護帽 13,380円×購入数</p> <p>11 電気式たん吸引器 62,040円×購入数</p> <p>12 クールベスト 22,000円×購入数</p> <p>13 紫外線カットクリーム 41,580円×購入者数</p> <p>14 ネブライザー(吸入器) 39,600円×購入数</p> <p>15 パルスオキシメーター 173,250円×購入数</p> <p>16 ストーマ装具(消化器系) 113,520円×購入者数</p> <p>17 ストーマ装具(尿路系) 149,160円×購入者数</p>	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に必要な需用費(消耗品費)、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、補助金	市 1/2 町 3/4

18 人工鼻

128,700円×購入者数